

# 医療機関におけるA I 技術活用促進事業実施要綱

令和6年6月7日6保医医政第462号

## (目的)

第1 医療機関がA I 技術の活用を図ることで、医療従事者の業務負担を軽減し、専門業務に注力可能な環境を整備するとともに、患者の待ち時間の短縮等、医療の質・患者サービスを向上させることを目的とする。

## (実施主体)

第2 この事業の実施主体は、東京都内における200床未満の病院の開設者（病床配分決定を受け、新規に200床未満の病院を開設する者を含む。）又は有床診療所（病床配分決定を受け、新規に有床診療所を開設する者を含む。）の開設者とする。

## (事業内容)

第3 A I 問診の導入などA I 技術を活用した取組の支援を行う。また、コンサルティングを活用した伴走型の取組により、病院全体の業務改善を行う場合は、コンサルティング費用についても支援を行う。

## (支援対象)

### 第4 支援対象

1 この事業では、次の取組を支援対象とする。

- (1) A I 問診の導入
- (2) 電子カルテ等へのA I による音声自動入力への導入
- (3) A I 通訳機など多言語対応のために必要な機器やシステムの導入
- (4) その他A I 技術を活用したシステム等の導入で、知事が適当と認めるもの
- (5) 上記(1)から(4)までに関連する電子機器の導入
- (6) 上記(1)から(4)までを、既存の電子カルテシステム等と連携させるための改修
- (7) 病院全体の業務改善を行うため、上記(1)から(4)までの取組の実施と合わせて活用するコンサルティング

2 次に掲げる取組は、支援対象外とする。

- (1) 維持・管理に係るもの
- (2) 既に導入したシステム等についての更新
- (3) A I 医療機器や勤怠管理に係るもの
- (4) 用途がこの事業の目的に限定されない機器類及び用品の購入
- (5) その他前項以外の取組

## (その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、医療機関におけるA I 技術活用促進事業の実施に関し必要な事項は、別途定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。